

報道各位

新潟市議会事務局調査法制課

新潟市子ども条例(素案)のパブリックコメント実施について(お知らせ)

現在、市議会では、新潟市子ども条例の制定に向けて取り組んでおり、このたび、条例(素案)がまとまりましたので、パブリックコメントを実施いたします。

市民の皆さまから多くのご意見を募集いたしますので、広報活動にご協力くださるようお願いいたします。

記

1 条例(素案)名

新潟市子ども条例(素案)

2 内容

子どもの権利及び市や保護者等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的とする条例(素案)を市民の皆さまに公表し、ご意見をいただきます。

3 意見募集期間

令和3年10月11日(月曜)～令和3年11月9日(火曜)

4 条例(素案)の閲覧・配付

市議会ホームページ

議会事務局調査法制課、市政情報室、各区役所地域課・地域総務課、各出張所、中央図書館(ほんぽーと)

5 ご意見の提出方法

意見書用紙は、市議会ホームページおよび条例(素案)の閲覧・配付場所で配付しています。郵送・FAX・電子メール・直接持参(条例(素案)の閲覧・配付場所)のいずれかでご提出ください。

6 問い合わせ先

議会事務局 調査法制課 担当 市島

電話：025-226-3382(直通)